

参考資料

1. 関係委員会資料

- (1) 戦略企画雇用経済常任委員会資料 P 1
- (2) 健康福祉病院常任委員会資料 P 5
- (3) 教育警察常任委員会資料 P 8

2. 三重労働局関係資料

- (1) 三重県と連携した「障害者雇用率改善プラン」の進捗状況と
「みえ障害者雇用ステップアッププロジェクト」の実施について . . P14
- (2) 平成25年「障害者雇用状況報告」集計結果 P19

(7) 雇用施策の推進について

1 現状（背景・課題）

労働力人口が減少していく中で、雇用のミスマッチの解消などにより、若者、女性、障がい者などの雇用促進が求められています。

(1) 若者の就労支援

若者の就労については、県や国等が共同で運営している「おしごと広場みえ」を拠点として、相談事業やセミナー等の支援施策に取り組んでいますが、若者の就労ニーズとともに企業のニーズも踏まえて、就労支援策を検討していく必要があります。

(2) 女性の就労支援

女性の就労については、働く意欲を持つ女性の力を産業振興に活かすため、就労継続、再就職支援の両面からの支援の充実が必要です。

平成 25 年度「子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査」の結果では、再就職への阻害要因となっている事項として、仕事と家庭の両立や仕事のブランク、スキル面での不安等があげられており、こうした不安を解消するための就労支援策を検討していく必要があります。

(3) 障がい者の就労支援

障がい者の就労については、ハローワークを通じた障がい者の就職件数は 1,254 件（平成 24 年度）と前年度より大幅に増加（30.6%増）しているものの、平成 25 年 6 月 1 日現在の障害者実雇用率は 1.6%（法定雇用率（民間）2.0%）と全国 47 位という状況にあり、障がい者雇用の促進が一層求められています。

(4) 雇用の促進

雇用の場を創出し失業者の雇用を促進するため、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用して、平成 25 年度は、起業支援型地域雇用創造事業等に取り組みました。

雇用経済情勢が回復傾向にあるなか、経済成長をより確かなものとするため、地域経済の活性化につながる取組がさらに求められています。

2 平成 26 年度の取り組み

(1) 若者の就労支援

「おしごと広場みえ」を構成する各機関や他の就労支援機関の支援制度との効果的な連携により、新卒者や新卒未就職者、非正規雇用の若者と、企業の成長の原動力となる若者を必要とする企業とのマッチングの機会を充実します。

また、新卒未就職者や非正規雇用の若者を対象に、就職に直結したインターンシップを実施し、安定的な雇用につなげるとともに、学生等が社員と同様の業務を行う実践的な長期インターンシップを実施し、県内中小企業の優秀な人材確保と人材育成に取り組みます。

(2) 女性の就労支援

就労意欲を持つ女性に対する相談支援や、女性向け及び企業向けセミナーの開催等により、女性の就労を支援します。また、「子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、離職ブランクのある女性を対象としたインターンシップ事業を実施します。さらに、女性の能力発揮や仕事と家庭が両立できる職場環境づくり等に取り組む「男女がいきいきと働いている企業」を認証・表彰します。

(3) 障がい者の就労支援

県民が障がい者と交流し理解を深める場づくり、障がい者が就職に向けてステップアップできる実践的訓練、障がい者が活躍できる職域の拡大、企業と障がい者の接点を増やし、「障がい者が戦力になる」ことの理解の促進等の必要性を踏まえ、障がい者雇用を促進する取組みの一つとしてのステップアップカフェ（仮称）を「三重県総合文化センター1階フレンテみえ」に設置し、「県民総参加」で取組を進める応援組織の立ち上げや、カフェの活用につながる障がい者雇用支援事業（地域人づくり事業の一部）に取り組めます。

また、障がい者雇用アドバイザーによる普及啓発、就職面接会の開催、ジョブサポーターの派遣などに取り組むとともに、障がい者雇用に関するセミナーの開催、特例子会社の設立への助成に取り組めます。

(4) 雇用の促進

平成25年度国補正予算による交付金を活用した「地域人づくり事業」を実施し、地域の状況に応じた多様な人材育成を行うことにより、雇用の拡大や在職者の賃金上昇などの処遇改善につなげます。

事 務 事 業 概 要

項 目	概 要
<p>雇用経済総務課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>課長 渥美 仁康 電話 059-224-2312</p> </div>	<p>本県産業及び雇用全般にわたる施策の企画・調整や情報収集・発信を行うとともに、部内の危機管理の総合的な調整、環境や人権意識の向上、外郭団体の改革等に取り組みます。</p> <p>また、各課横断的なプロジェクトを推進するとともに、県内中小企業・小規模企業の戦略的な海外展開の支援に取り組みます。</p>
ICT利活用産業活性化推進事業	ICTを活用して、住民・観光客の満足度向上や産業振興、地域活性化につなげていくための「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」を運営し、ICT・ビッグデータ（自治体・住民・観光客等からもたらされる情報）等を活用した観光・健康分野などにおける新たなビジネスモデルの創出に向けた取り組みを進めます。
県内中小企業海外展開促進事業	中国及びアセアン地域を対象にした海外展開支援拠点を活用し、中小企業・小規模企業の海外展開を支援するとともに、本県がネットワークを有する国・地域との企業連携等の機会を創出します。併せて、新たに産学官が一体となった海外展開を推進する協議会を設置し、海外ビジネスサポートデスクやジェットロなど海外現地の窓口となる機関等と連携して、県内中小企業・小規模企業の海外展開を促進します。
雇用対策課	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>課長 上村 一弥 電話 059-224-2461</p> </div>	<p>働く意欲のある人が自己の能力や適性に応じて働けるよう、地域の実情に応じたさまざまな雇用支援や職業能力の開発を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、誰もが働き続けることができる環境づくりに取り組みます。</p> <p>特に、障がい者や女性の雇用促進、若年者の安定した就労に向けて重点的に取り組みます。</p>
障がい者雇用支援の新たなしくみづくり検討事業	県民が障がい者と交流し理解を深める場づくり、障がい者が就職に向けてステップアップできる実践的訓練、障がい者が活躍できる職域の拡大、企業と障がい者の接点を増やし、「障がい者が戦力になる」ことの理解の促進等の必要性を踏まえ、障がい者雇用支援の新たなしくみづくりの一つとして、ステップアップカフェ（仮称）を「三重県総合文化センター1階フレンドみえ」に設置し、県民総ぐるみの取り組みとして障がい者雇用を推進していきます。
障がい者雇用支援事業（地域人づくり事業）	障がい者雇用の推進に向けて、企業や県民などを対象にした交流体験や研修などを推進するためのプログラムづくり、障がい者の職域を拡大する人材育成（研修等のプログラムづくり等）、障がい者就労支援事業所等の商品のブラッシュアップなどに取り組みます。

項 目	概 要
障がい者の「就労の場」開拓事業	障がい者雇用アドバイザーによる求人開拓や各種制度の普及・啓発、特例子会社の設立支援、障がい者雇用に関する優良事例の情報発信、企業と障がい者のマッチング支援などの取組を実施することで、障がい者の就労の場を拡大します。
女性の就労支援事業	就労意欲を持つ女性に対し、キャリアカウンセリングを実施するとともに、企業が求める人材を確保するため、女性向けセミナー及び企業向けセミナーの開催等、マザーズ雇用に対する理解を図りながら、一体的な女性の再就職支援に取り組みます。(女性及び企業向けセミナーの開催)
働きやすい職場づくり事業費	職場での男女共同参画の推進を目的に、雇用均等や女性の活躍支援、仕事と生活の調和、次世代育成支援等に積極的な企業等を認証・表彰するとともに、優れた取組内容等を広く紹介し、就労環境の整備を促進します。
働き方改革推進事業	長時間労働の見直し、仕事と家庭が両立できる労働環境の確保、企業でのワーク・ライフ・バランスの推進に向け、企業への普及・啓発等を労使団体、国、市町などと連携して取り組みます。
若者就職総合サポート事業	国等関係機関と一体的に運営する「おしごと広場みえ」を拠点に、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な就職支援サービスを提供します。また、大学等への就職ガイダンスなどを実施します。
公共職業訓練	学卒者や離転職者を対象として、企業等のニーズに対応した職業訓練を実施するとともに、離職を余儀なくされた労働者が円滑に再就職できるように多様な職業訓練を実施します。
労働相談室運営事業費	労働者等が抱える労働問題の解決に向けたセーフティネット、厳しい雇用情勢下での離職者相談窓口として「三重県労働相談室」を運営します。
起業支援型雇用創造事業費	起業後10年以内の若い企業を主な対象に、地域資源を活用したサービスの提供や新商品開発・販路開拓等にかかる取組を支援することにより、企業の成長を促し、地域経済の活性化を図るとともに、雇用の創出にもつなげます。
戦略産業雇用創造プロジェクト事業費	地域における雇用創出を図っていくため、産学官で構成する協議会において、地域の雇用環境の整備や中小企業・小規模企業の新分野展開、求職者の人材育成や就労マッチング等の取組を総合的に支援します。
地域人づくり事業費	女性・若者・高齢者・障がい者等の雇用拡大と処遇改善を推進し、地域の中小・小規模企業等の実情に応じた多様な「人づくり」を支援するための事業を実施します。

項目	(8) 障がい者の自立と共生	障がい福祉課
<p>1 現状および課題</p> <p>(1) 地域生活移行支援</p> <p>障がい者が地域で生活するために必要な、暮らしと日中活動の場の確保、充実を図るため、グループホームや通所系の障がい福祉サービス事業所の整備を進めています。</p> <p>また、福祉型障害児入所施設に加齢児の地域生活をコーディネートする人材を配置するとともに、重度身体障がい者等が自立生活を体験する場を提供し、障がい者の地域移行に取り組んでいます。</p> <p>今後、障がい者の地域移行をさらに進めるために、行動障がいのある知的障がい者や精神障がい者などが、地域で必要なサービスを受けられるよう体制づくりを進める必要があります。</p> <p>(2) 就労支援</p> <p>障がい者の経済的自立を図るため、障がい者が福祉的就労を行う福祉事業所に対して、経営コンサルタントによる経営改善指導や共同受注窓口による受注の仲介、販路開拓等を行うなど、工賃向上に取り組んでいます。</p> <p>また、施設を退所して一般就労した障がい者へのフォローアップを行うほか、県庁舎における職場実習やホームヘルパー研修等を実施し、雇用契約に基づく就労への移行を進めています。</p> <p>しかしながら、福祉的就労から一般就労に移行が難しい障がい者も多く、一定の社会的支援のもと、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く場づくりが求められています。</p> <p>(3) 相談支援体制の構築</p> <p>障がい者が地域で安心して生活できるよう、各障害保健福祉圏域に総合相談支援センターを設置するとともに、自閉症・発達障がい等の専門性の高い相談支援を実施しています。</p> <p>在宅の精神障がい者が、精神疾患を急性発症した場合等に備え、夜間および休日の輪番制による精神科救急医療体制を提供するとともに、電話による24時間精神医療相談等を実施しています。</p> <p>障がい者が適切な障がい福祉サービスを利用できるよう、市町から指定を受けた事業所によってサービス等利用計画の作成が進められていますが、計画相談を実施する事業所が少ないことなどから、地域によってその作成状況に差があり、県内全域で体制整備等の取組を進めていくことが必要になっています。</p>		

(4) 社会参加の促進

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会の開催や競技団体の育成等に取り組んでいます。平成33年に本県で開催される「全国障害者スポーツ大会」の全ての競技に参加できるよう、未設置の競技団体の結成を進めるとともに、障害者スポーツ指導員を拡充する必要があります。

「障がい者芸術文化祭」については、これまで2回の開催を踏まえ、より多くの方に参加してもらえよう、取組を進めています。

また、広く情報保障の必要性を啓発するほか、視覚障がい者への支援の充実と聴覚障がい者の意思疎通支援者の拡充に取り組むことが必要です。

2 今後の予定

(1) 地域生活移行支援

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、引き続き、グループホームなどの障がい福祉サービスを提供する事業所の整備を進めるとともに、福祉型障害児入所施設の加齢児や重度身体障がい者、精神障がい者等の地域移行に取り組めます。

また、強度行動障がいのある障がい者の支援員を養成する研修を実施するとともに、医療を中心とした多職種チームが、24時間体制で訪問支援を行う精神障害者アウトリーチ推進事業を進めつつ、県内他地域への普及に努めます。

(2) 就労支援

福祉事業所における工賃等の向上に向けて、経営コンサルタントの活用や共同受注窓口事業の実施など、従来の取組を一層進めるとともに、調達方針に基づき障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組めます。

また、就労継続支援事業所の職員が就職後の相談支援や職場との調整を行う、障がい者就労安心事業の実施や、知的障がい者が職場に必要な基本的知識・技能を身につけるための就労支援講座の開催などにより、障がい者の就労を支援します。

さらに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く場となる「社会的事業所」について、市町とともに、創業と安定的な運営を支援していきます。

(3) 相談支援体制の構築

各障害保健福祉圏域に設置する総合相談支援センターと、県内全域を対象とした専門的な相談支援を継続し、障がい者とその家族からの相談等に的確に対応します。

また、病院群輪番体制事業などの精神科救急医療システム運用事業を引き続き実施し、精神障がい者が地域で暮らすために必要不可欠なセーフティネットを確保します。

サービス等利用計画の作成が進むよう、先行事例を紹介するなど、市町における体制の整備や効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成研修を実施し、特定計画相談事業所の拡充を図ります。

(4) 社会参加の促進

平成33年に県内で開催が予定されている全国障害者スポーツ大会に向けて、競技団体の結成に努めるとともに、平成24、25年度に結成した競技団体を含め、県内全域で活動する障がい者スポーツ競技団体の活動支援や、中級障害者スポーツ指導員養成のための講習会を実施し、競技スポーツの充実を図ります。

あわせて、平成24年度から開催している「障がい者芸術文化祭」への参加者、入場者がより一層増加するよう、開催方法や広報等について検討し、障がい者の持つ潜在的な力を広く県民にアピールします。

また、「三重県聴覚障害者支援センター」や「三重県視覚障害者支援センター」を拠点として、意思疎通支援者の養成や派遣を充実させ、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション支援を行います。

1 2 特別支援教育の推進

I 特別支援教育について

1 現状

(1) 在籍児童生徒数の増加

特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校在籍児童生徒数が全体的に増加しています。

【平成 25 年 5 月 1 日現在】()内は前年同時期からの増減

	小学校	中学校
特別支援学級 *1	2,330 名 (+149 名)	921 名 (+54 名)
通級指導教室 *2	603 名 (+48 名)	21 名 (-8 名)

*1 特別支援学級：小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級

*2 通級指導教室：小中学校の通常の学級で各教科など大半の教育を受け、その障がいに応じて特別の指導を別の場で行うための教室

県立特別支援学校在籍児童生徒数	1,495 名 (+55 名)
-----------------	-----------------

(2) 県立特別支援学校卒業生の進学及び就労率

職業に係るコース制の導入や外部人材の活用による職場開拓を図った結果、特別支援学校における進学及び就労率は、3年間連続して県民指標の目標値(30.0%)を達成しています。

【平成 26 年 3 月末現在】()内は前年の数値

高等部卒業者に占める進学及び就労率	34.8% (38.7%)
高等部卒業者就労内定率	100.0% (100.0%)

※参考 内定者 85 名 (96 名)

(3) 県立特別支援学校の環境整備

特別支援学校のスクールバス整備として、平成 25 年度は 1 台を増車
・平成 26 年度台数：43 台 (スクールバス 42 台、ふれあい号 1 台)

2 課題

- (1) 就学前からの一貫した教育相談・支援体制の整備、高等学校における発達障がいの生徒に対する支援の充実が求められています。
- (2) 特別支援学校において学びが就労に直結する職業教育及び新たな職場実習先の開拓等の就労支援の充実が求められています。
- (3) 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教職員の専門性の向上と人材育成が求められています。

3 今後の取組

(1) 早期からの一貫した教育相談・支援体制の充実

- ・発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒の一貫した支援のために、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携のもと、パーソナルカルテ^(*)の活用を図り、教育相談・支援体制の構築を図ります。

* パーソナルカルテ：本人及び保護者が必要な情報（生育歴等）を記入して作成。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル。

- ・就学指導委員会の専門的な指導・助言による、円滑な就学先の決定と具体的な支援体制の構築を図ります。

(2) 高等学校における特別支援教育の充実

- ・高等学校に発達障がい支援員（5名）を配置し、巡回相談等を効果的に進めるとともに、医師、臨床心理士、学校心理士等からなる専門家チームを派遣し、発達障がいのある生徒の進学・就労支援等に関する相談に取り組みます。
- ・高等学校教職員向けの「高等学校支援ハンドブック」を活用し、教職員一人ひとりの特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。
- ・県立高等学校2校をモデル校とし、障がい特性に応じた効果的な指導・支援方法のあり方に関する研究を進めます。

(3) 特別支援学校における就労・自立支援の充実

- ・県教育委員会事務局にキャリア教育マネージャー（1名）を、特別支援学校にキャリア教育サポーター（6名）を配置し、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を進めます。
- ・職業に係るコース制を導入する学校の拡大、職業適性アセスメントの活用等の促進等を通して、特別支援学校におけるキャリア教育を進めます。
- ・障がい者雇用に関する情報を共有し、関係部局、関係機関、企業、NPO等と連携した、就労支援体制の整備を進めます。
- ・県雇用経済部を中心に設置を進めているステップ・アップ・カフェ（仮称）において職場実習の計画を検討するとともに、県農林水産部との連携による農業分野における職場実習の取組を進めます。

(4) 教職員の専門性の向上

- ・小中学校及び県立学校で特別支援教育を推進する中核的な役割を担う教員を対象に、特に発達障がい支援を重視した専門的知識及び技能を高めるための連続講座（シードプロジェクト）を開催します。
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用した研修等の機会の拡大と内容の充実を図るとともに、三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校のセンター的機能の充実に向けた教職員の専門性向上についての検討を進めます。

(5) 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定

- ・三重県教育改革推進会議において、平成25年度に取りまとめた骨子（案）^(*)をもとに中間案を検討し、審議を進め、パブリックコメントの実施を経た後、平成27年2月頃を目途に取りまとめます。

* 骨子案の柱立て

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・インクルーシブ教育システムの推進 | ・特別支援学校における教育の推進 |
| ・小中学校における特別支援教育の推進 | ・高等学校における特別支援教育の推進 |
| ・教員の専門性向上 | ・特別支援学校の整備について |

II 特別支援学校の整備について

1 現状

特別支援学校の整備について、児童生徒数の増加による施設の狭隘化等の課題に対応するため、平成25年3月に示した「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づいた整備を進めています。整備内容は、以下のとおりです。

- ・特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）の統合整備
- ・松阪地域特別支援学校（仮称）の整備
- ・小児心療センターあすなろ学園及び草の実リハビリテーションセンターの一体的整備に伴う新たな特別支援学校の再編
- ・くわな特別支援学校の児童生徒数増加による教室不足への対応
- ・杉の子特別支援学校石薬師分校の生徒数増加による教室不足への対応

2 課題

- ・「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づく整備の着実な実施に向け、地域や関係機関等との調整を図る必要があります。
- ・整備にあわせて、各特別支援学校の教育に係る基本計画や教育課程等の検討を進める必要があります。

3 今後の対応方針

(1) 特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）の統合整備

- ・土地造成設計及び校舎の設計を進めており、平成28年度内を目途に施設が完成できるよう整備を推進します。
- ・特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）との連携を進め、児童生徒及び保護者や地域の意見を集約するとともに、教育課程等の検討を進めます。

(2) 松阪地域特別支援学校（仮称）の整備

- ・校舎に係る設計を進めており、平成28年度内を目途に施設が完成できるよう整備を推進します。
- ・松阪市、多気町、大台町、明和町の教育関係者と、玉城わかば学園の保護者及び教員からなる整備推進委員会を設置し、地域等の意見を集約するとともに、学校のあり方等について検討を進めます。

(3) 小児心療センターあすなろ学園及び草の実りハビリテーションセンターの一体的整備に伴う併設特別支援学校の整備

- ・三重県こども心身発達医療センター(仮称)の整備スケジュールに沿って、併設する学校の設計を進めます。
- ・子ども・家庭局が設置する関係者等会議のもとに置かれる、学校関係者のワーキング会議において、学習環境の整備や教育課程の編成等の意見を集約するとともに、医療と連携した学校のあり方について検討を進めます。

(4) くわな特別支援学校の整備

- ・児童生徒数の増加に対応するため、平成26年9月の使用開始を目指し校舎の増築を進めます。

(5) 杉の子特別支援学校石薬師分校の整備

- ・生徒数の増加に対応するため、平成26年9月の使用開始を目指し、作業実習棟の増築を進めます。

成する指導を進めるため、教職員の実践的指導力にかかる研修を実施します。

④ 「志」と「匠」の育成推進事業【新しい豊かさ協創1】 15,405千円

高等学校における理数教育、英語教育、職業教育の充実を図るため、指定校において、大学・企業と連携した各種セミナーの開催や科学オリンピック大会の開催、コミュニケーションを重視した英語教育に関する指導方法の工夫改善、高度な技術習得や資格取得に向けた指導法の開発等に取り組むとともに、小中高等学校の連携教育モデルの作成に取り組みます。

⑤ 「ふるさと三重」郷土教育推進事業 5,583千円

豊かな心や郷土への愛着と誇りを持ち、三重県について自信をもって発信できる児童生徒の育成をめざし、教材「三重の文化」、「ふるさと三重かるた」及び「郷土の文化財」を中心とした取組を進めます。

また、教材「三重の文化」が、授業においてより一層活用されるようにするため、「三重県 心のノート」や「ふるさと三重かるた」の活用促進とも合わせた取組を市町教育委員会と連携して進めます。

(3) 特別支援教育の充実

① 早期からの一貫した教育支援体制整備事業【緊急課題解決6】 22,796千円

発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒の一貫した支援のため、パーソナルカルテ推進強化市町として11市町を指定し、支援体制の充実を図るとともに、高等学校において発達障がい支援員（5名）の巡回相談等を行い、校内体制の整備を進めます。また、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を実施し、教員の専門性の向上を図ります。

② 特別支援学校就労推進事業【緊急課題解決6】 18,147千円

企業経験豊かな外部人材として、キャリア教育マネージャー（1名）及びキャリア教育サポーター（6名）を配置し、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を行うとともに、関係部局、企業、NPO等との連携を進めます。また、特別支援学校において組織的・系統的なキャリア教育を推進するため、職業に係るコース制導入の拡大や、生徒本人の適性と職種のマッチングの促進、企業等と連携した技能検定を実施します。

③ (一部新)特別支援学校教育内容充実事業 1,535千円

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定及び「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づく整備を円滑に進めるため、市町等関係機関との情報共有や連携を図ります。また、三重県子ども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校においてセンター的機能が発揮できるよう教育内容の充実について検討

を進めます。

- ④ 特別支援学校施設建築事業【緊急課題解決1】【緊急課題解決6】 1,495,942千円
くわな特別支援学校及び杉の子特別支援学校石薬師分校の校舎の増築、特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）の統合整備、松阪地域特別支援学校（仮称）及び三重県こども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校の整備や、既存施設の老朽化対策など教育環境向上のための整備等を進めます。

(4) 安心して学ぶことができる環境づくり

- ① スクールカウンセラー等活用事業 221,626千円
スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを、小・中・高等学校に配置及び派遣し、学校の相談体制の充実と関係機関との一層の連携を図ることにより、生徒指導上の問題解決のための取組を進めます。（当事業によるスクールカウンセラー配置校：小学校275校、中学校144校、高等学校36校）（スクールソーシャルワーカー：7名）
- ② 学びの環境づくり支援事業【新しい豊かさ協創1】 25,724千円
いじめや不登校等の課題を解決し、子どもたちの学びを保障するための環境づくりを推進していくため、中学校区を単位として重点的に取り組む地域（15中学校区）にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実・活性化を図ります。（当事業によるスクールカウンセラー配置校：小学校45校、中学校15校）
- ③ 学びを保障するネットワークづくり事業【新しい豊かさ協創1】 10,425千円
教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図るため、いじめなどの背景にある課題を解決し、未然に防止するための地域連携の仕組みとして「子ども支援ネットワーク」を構築します。（モデル中学校区：10校区）
また、「子ども支援ネットワーク」構築の要となる「子ども支援ネットワークづくり」推進教員を、実践的場面や研修会・交流会等とおして育成します。
- ④ (一部新)学校安全推進事業 5,338千円
通学路安全対策アドバイザーを対策が遅れている地域・学校に派遣し、通学路の安全対策の指導助言や交通安全教育への支援を行います。
また、高等学校における実践的な防犯教育の取組や、小中学校における地域安全マップづくりの取組により、児童生徒の危険予測、回避能力を高めます。
- ⑤ (新)スマートフォンの危険から子どもを守る事業 4,672千円
スマートフォンに関する教職員向けの指導資料や、児童生徒の理解度を測るため

三重県の障害者
雇用率改善に向
けて

平成 26 年 3 月 27 日

職業対策課長	内田 護
職業対策課課長補佐	西 勝美
地方障害者雇用担当官	西山 聡

☎059-226-2306

三重県と連携した「障害者雇用率改善プラン」の進捗状況と 「みえ障害者雇用ステップアップ プロジェクト」の実施について

三重労働局管内における障害者雇用率については、年々改善がすすんでいるものの、昨年 6 月 1 日現在の状況においては、1.60%と全国平均(1.76%) に比べ大きく隔たりがあり、都道府県別では全国最下位という結果となっています。

これを受けて三重労働局では、三重県と強力に連携しつつ、低迷する三重労働局管内の障害者雇用率を改善し、法定雇用率の早期達成を目指すため、当面の目標として本年 6 月 1 日現在の障害者実雇用率を 1.70%に引き上げることを目標とした「障害者雇用率改善プラン」(P2 参照)を昨年 11 月 19 日に発表しました。このプランに基づき三重労働局長が三重県知事と合同で地域の主要企業に対して働きかけを行うなど、さまざまな取組みを行っています。

つきましては、当プランの平成 26 年 3 月 20 日現在における進捗状況を別添のとおりとりまとめました。(P3 参照)

また、本年 6 月 1 日に向け、4 月・5 月を集中支援期間として、三重労働局及び三重県では、「みえ障害者雇用ステップアップ プロジェクト」(P4 参照)と称し、各種雇用支援策を実行します。特に、障害者就職ミニ面接会を、県下全域のハローワークで行います。(P5 参照)

一人でも多くの障害者の方が意欲と能力を活かして、安心して働くことができる場が増えるよう、行政機関が一丸となって支援してまいります。

障害者雇用率改善プラン

—三重県の障害者雇用率改善のための取組みについて—

三重労働局と三重県が強力に連携し、低迷する三重労働局管内の障害者実雇用率を早急に改善して、民間企業における法定雇用率(2.0%)の早期達成を目指すため、当面のところ平成26年6月1日現在の障害者実雇用率を1.70%に引き上げることを目標に、次の取組みを行う。

※平成25年6月1日現在の三重県内の企業の実雇用率は1.60%

1 三重労働局と三重県との連携強化による取組み

(1) 三重県全体で障がい者雇用に取り組む体制の整備

- 三重県は、みえ県民カビジョン・行動計画「『共に生きる』社会をつくる障がい者自立支援プログラム」に基づき、①障がい者の雇用につながる多様な実習訓練の機会の創出、②特別支援学校におけるキャリア教育や進路指導の一層の充実、③農業分野における障がい者就労の促進に向けた福祉事業所等への支援、などについて関係機関が連携して取組むことで、企業での障がい者雇用につなげる。
- 三重県は、障がい者雇用を推進する「新たなしくみづくり」としてアンテナショップカフェの設置を検討していることから、それに対して三重労働局は全面的な協力を行う。
- こうした取組を進めるため、三重県雇用経済部と三重労働局職業安定部は、毎月1回以上の連絡会議を開催し、最新の情報等を共有するとともに、個別企業の課題に沿った雇用率改善のための支援策を検討する。

(2) 地域に影響力のある企業への働きかけ

- 三重県と三重労働局は、地域の企業に対してあらゆる機会を利用し障がい者雇用についての情報発信を行うとともに、地域の主要企業に対しては、県知事と労働局長が合同で働きかけを行う。
- また、具体的な障害者雇用率改善に係る行動計画を策定し、三重県と三重労働局が連携のもと、その推進を図る。

2 三重労働局とハローワークの就職支援の強化

(1) 雇用義務のある企業への職業紹介の強化

三重労働局とハローワークは、当面の目標として、来年度の障害者実雇用率を1.70%とすることを踏まえ、三重県内の雇用義務のある企業へのハローワークによる就職件数目標を設定し、その達成に向けた取組みを推進する。

(2) 三重労働局とハローワークの雇用率達成指導の強化

三重労働局とハローワークは、全ての雇用率未達成企業に対して訪問指導を実施し、阻害要因の把握に努め、とりわけ身体障がい者の採用に固執する企業等に対しては、特別支援学校生徒や福祉施設利用者の職場実習の受入等について検討を促し、知的障がい者や精神障がい者の採用を働きかける。

平成25年11月19日

三重労働局長 畑中 啓良

三重県知事 鈴木 英敬

障害者雇用率改善プラン進捗状況 (中間報告)

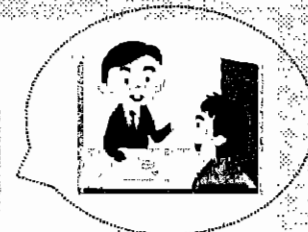
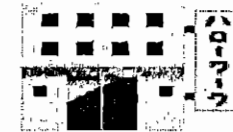
(参考) プランの内容以外の取り組み

- 1 三重労働局と三重県との連携強化による取り組み
 - (1) 三重県全体で障害者雇用に取り組む体制の整備
 - ・ 障害者雇用促進に向けた新たなしくみづくりの検討を行う「三重県障がい者雇用促進会議」において、ステップアップカフェ(仮称)の整備推進について議論
 - ・ 第8回三重県雇用創造懇話会(12/25)で、ステップアップカフェ(仮称)を活用した取り組みを協議
 - ・ 三重県雇用経済部との定期的な連絡会議の開催(9/30,10/29,11/27,1/7,1/29,2/19,3/18)
 - (2) 地域に影響力のある企業への働きかけ
 - ① 知事と労働局長による地域の主要企業への訪問(6社)
 - ② 労働局長、職業安定部長が県内の自治体首長を訪問し、地元企業の障害者雇用についての働きかけを要請(7市1町)

- 2 三重労働局とハローワークの就職支援の強化
 - (1) 雇用義務のある企業への職業紹介の強化
ハローワークの紹介による就職件数
288件(3月20日現在) 目標;360件
(昨年度実績;197件)
 - (2) 三重労働局とハローワークの雇用率達成指導の強化
 - ・ 三重労働局による大企業を中心に規模の大きい企業50社への訪問指導…48社(3月20日現在)
 - ・ ハローワークによる全ての未達成企業(530社)への訪問指導…490社(3月20日現在)

※ 未訪問の企業には、雇用率達成、県外移管、事業廃止の企業があります。

- 障害者就職説明会の開催
県内5カ所のハローワークにおいて開催
桑名、四日市、松阪、伊勢、伊賀のハローワーク
参加企業;36社、参加求職者;161人
- 障害者就職ミニ面接会の開催
県内3カ所のハローワークにおいて7回開催
四日市、津、尾鷲のハローワーク
参加企業;27社 参加求職者;115人
- 各種セミナー等の開催
 - ・ 障害者のための職域開発セミナー
 - ・ 福祉施設就労支援セミナー
 - ・ 金融機関を対象とした障害者雇用ワークショップ
- 管内主要企業への市長とハローワーク所長の共同による障害者雇用についての訪問要請(四日市市、松阪市)
- 特例子会社の設立支援(2社)
SWSスマイル(株)、(株)Bridge
- 三重県の障害者雇用事例集の発行
vol.2(10月28日)
vol.3(3月27日)



みえ障害者雇用ステップアッププロジェクト ～H26.6.1前の集中支援～

障害者雇用率改善プランの目標である平成26年6月1日現在の障害者雇用率1.70%実現のため、本年4月と5月に下記の取り組みを実施します。

1 障害者就職ミニ面接会の開催

県内全域のハローワークにおいて、4月～5月連休明けを目処にミニ面接会を集中開催します。

【内容】

- ・ ハローワークにおいて、三重県内の雇用義務のある企業による障害者就職ミニ面接会を集中的に開催
- ・ 障害者雇用特別相談コーナーや未達成企業への訪問時に参加勧奨
- ・ ハローワークの求職者を初め、県内の福祉施設や障害者就労支援機関に対し、広く周知し参加を勧奨



2 障害者雇用特別相談コーナーの設置

三重県内の雇用義務のある企業に対する障害者雇用支援を目的に、県下各ハローワークに設置します。

【内容】

- ・ 達成企業を含む全ての雇用義務のある企業への相談窓口をハローワークの求人部門に設置
- ・ 必要に応じ障害者の求職者情報を提供して、マッチングを促進
- ・ 専用ラックの設置による障害者雇用に係る情報提供

3 職場定着支援の強化

就職した障害者の職場定着支援を強化します。

【内容】

- ・ ハローワークと特別支援学校が連携して、新規学校卒業者の職場定着支援を実施
- ・ ハローワークと就労支援機関が連携して、定着に不安のある障害者の職場訪問を実施
- ・ 委託訓練等を経て就職した障害者について、ハローワークと三重県が職場定着状況を職場訪問等により確認



4 未達成企業に対する三重労働局と三重県と連携した働きかけ

三重労働局と三重県は、引き続き法定雇用率未達成企業の解消に向け、企業への働きかけを行います。

【内容】

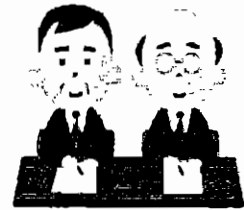
- ・ 未達成企業を業種別に整理し、関係行政を通じて、法定雇用率達成のための働きかけを実施
- ・ 同業種のトップ又は人事担当責任者が集う場を利用して、障害者雇用への理解を促進

お仕事をお探しの方へ

ハローワーク 障害者就職ミニ面接会のご案内



三重県下のハローワークでは、平成26年4月と5月の期間に障害者就職面接会を次のとおり開催します。



ハローワーク	開催日時	開催場所	問い合わせ先
桑名	平成26年5月9日(金) 14時00分～16時00分	ハローワーク桑名 会議室	ハローワーク桑名 (桑名市桑栄町1-2) ☎0594(22)5141
四日市	平成26年4月21日(月) 5月13日(火) 13時30分～15時00分	ハローワーク四日市 3階会議室	ハローワーク四日市 (四日市市本町3-95) ☎059(353)5566
鈴鹿	平成26年4月22日(火) 4月23日(水) 14時00分～16時00分	ハローワーク鈴鹿 2階会議室	ハローワーク鈴鹿 (鈴鹿市神戸9-13-3) ☎059(382)8609
津	平成26年4月24日(木) 13時30分～15時30分	ハローワーク津 2階会議室	ハローワーク津 (津市島崎町327-1) ☎059(228)9161
松阪	平成26年5月8日(木) 13時30分～15時30分	ハローワーク松阪 共用会議室	ハローワーク松阪 (松阪市高町493-6) ☎0598(51)0860
伊勢	平成26年4月23日(水) 13時30分～15時00分	三重県伊勢庁舎 4階401会議室 (伊勢市勢田町628番2号)	ハローワーク伊勢 (伊勢市岡本1-1-17) ☎0596(27)8609
伊賀	平成26年5月9日(金) 13時30分～15時30分 (受付13時30分～14時30分)	ハローワーク伊賀 2階会議室	ハローワーク伊賀 (伊賀市四十九町3074-2) ☎0595(21)3221
尾鷲	平成26年5月12日(月) 14時00分～16時00分	尾鷲市社会福祉協議会 (尾鷲市栄町5番5号)	ハローワーク尾鷲 (尾鷲市林町2-35) ☎0597(22)0327
熊野	平成26年5月12日(月) 14時00分～16時00分	ハローワーク熊野 2階会議室	ハローワーク熊野 熊野市井戸町赤坂739-3 ☎0597(89)5351

※ 詳しくは、各ハローワークにお問い合わせください。

三重労働局

職業安定部職業対策課

☎ 059-226-2306

報道関係者各位

平成 25 年 11 月 19 日
職業安定部職業対策課

課長 内田 護
課長補佐 西 勝美
地方障害者雇用担当官 西山 聡
☎059-226-2306

三重県内の民間企業における雇用障害者数過去最高 障害者実雇用率は 1.60%

低迷する三重県の障害者実雇用率を改善するため
三重労働局と三重県は連携した取組みを行います。

三重労働局では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける、平成 25 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めています。

※法定雇用率は平成 25 年 4 月 1 日に改定されました。
民間企業：1.8%⇒2.0% 国、地方公共団体：2.1%⇒2.3%
都道府県教育委員会：2.0%⇒2.2%

【集計結果の主なポイント】（平成 25 年 6 月 1 日現在）

<民間企業>（法定雇用率 2.0%）

- ・実雇用率は 1.60%と 0.03 ポイント前年を上回った。【全国 47 位】
- ・雇用障害者数は、2,703 人
- ・法定雇用率達成企業の割合は 46.4%【全国 31 位】

<公的機関>（同 2.3%、県教育委員会は 2.2%）

- ・県の機関；雇用障害者数 141.5 人、実雇用率 2.53%
県の 4 機関（知事部局、病院事業庁、企業庁、議会事務局）は、いずれも法定雇用率を達成。
- ・市町等の機関；雇用障害者数 359.5 人、実雇用率 2.22%
市町等の 43 対象機関全体で雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回ったが、13 機関が法定雇用率未達成。
- ・県教育委員会；雇用障害者数 225.5 人、実雇用率 2.07%
雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回ったが、法定雇用率未達成で 13.5 人不足。

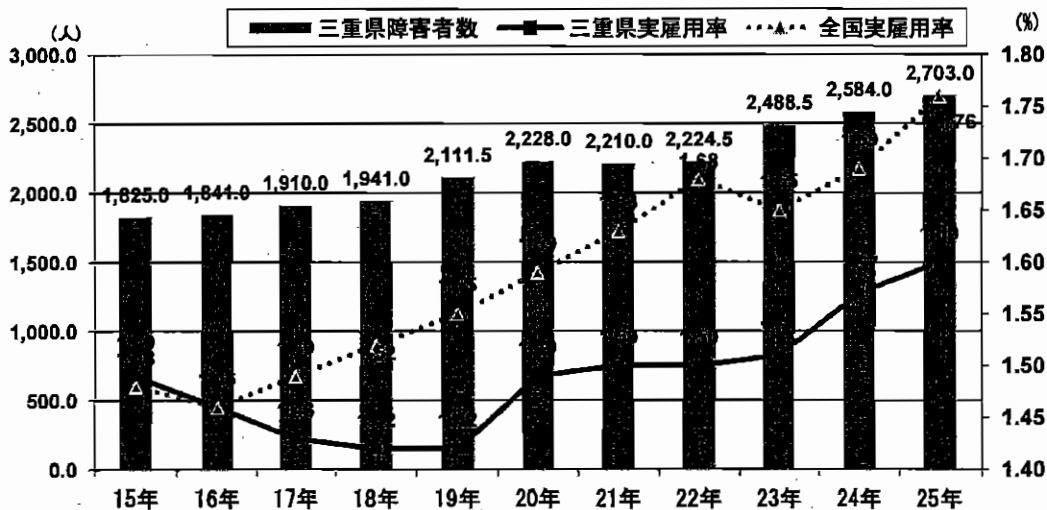
障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率〔P 7 第1表〕

- ・ 民間企業（三重県内に本社がある 50 人以上規模の企業：法定雇用率 2.0%）に雇用されている障害者の数は 2,703 人で、前年より 4.6%（119 人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 2,020 人（対前年比 2.54%増）、知的障害者は 540 人（同 9.10%増）、精神障害者は 143 人（同 20.17%増）であった。
- ・ 実雇用率は 1.60%（前年は 1.57%）、法定雇用率達成企業の割合は、46.4%（同 50.2%）であった。

【民間企業における障害者数及び実雇用率の推移】



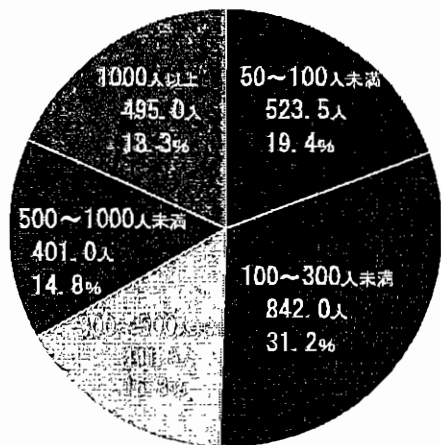
※注①・②

○ 企業規模別の状況〔P 7 第2表〕

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100 人未満規模企業で 523.5 人、100～300 人未満で 842 人、300～500 人未満で 441.5 人、500～1,000 人未満で 401 人、1,000 人以上で 495 人となり、1,000 人以上規模以外の区分で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、50～100 人未満規模以外の区分で前年より上回った。また、民間企業全体の雇用率は 1.60%と比較すると、1,000 人以上規模企業（1.88%）、同 500～1,000 人未満（1.71%）、300～500 人未満規模企業（1.63%）については上回り、同 100～300 人未満（1.45%）、同 50～100 人未満（1.55%）については下回った。

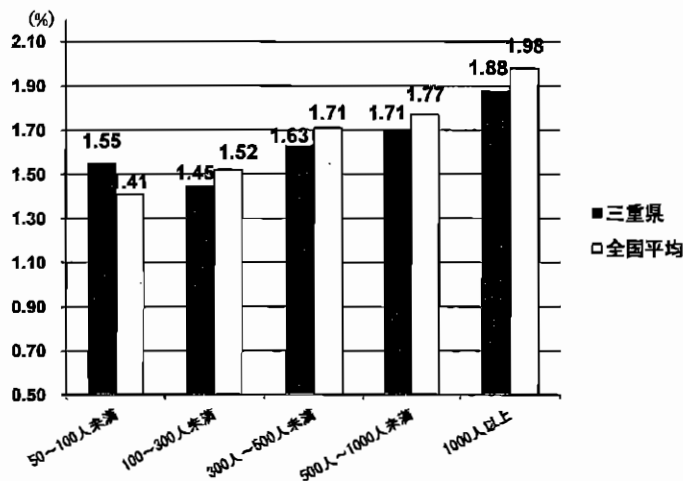
- ・法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満規模企業が49.7%、100～300人未満が42.9%、300～500人未満が41.0%、500～1,000人未満が51.4%、1,000人以上が41.7%で、500～1,000人未満規模企業以外で前年を下回った。

【三重県の民間企業における規模別雇用障害者割合】



※注①・②

【民間企業における規模別実雇用率（全国平均との比較）】

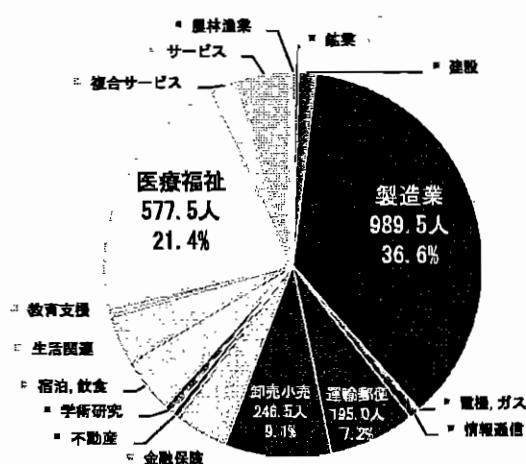


※注①・②

○ 産業別の状況 [P 8 第3表]

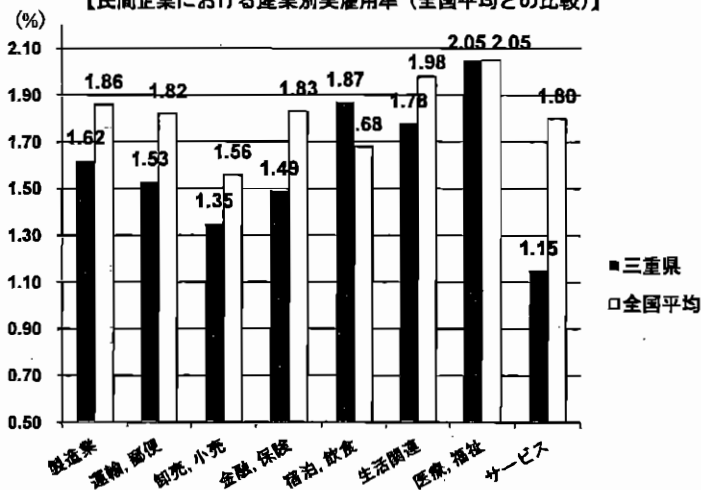
- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」などで多く、対前年比で「医療、福祉」は、9.17%、「製造業」は8.32%増加した。
- ・実雇用率では、「医療、福祉」(2.05%)、のみ法定雇用率をクリアした。

【三重県の民間企業における産業別雇用障害者割合】



※注①・②

【民間企業における産業別実雇用率（全国平均との比較）】

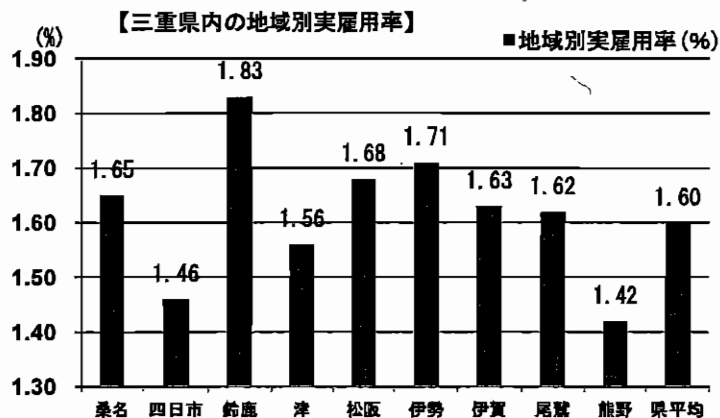


※注①・②

○ 地域別の状況（ハローワーク管内別）

- ・地域別にみると、報告対象企業数は、四日市で245件、津で189件と両地域で全体の44%を占めている。

- ・雇用されている障害者の数は、四日市で 681 人、津で 543 人と両地域で全体の 45.3% を占めている。
- ・実雇用率は、鈴鹿 (1.83%)、伊勢 (1.71%)、松阪 (1.68%)、桑名 (1.65%)、伊賀 (1.63%)、尾鷲 (1.62%) で県下の平均を上回っているものの、四日市 (1.46%)、津 (1.56%)、熊野 (1.42%) で平均を下回った。



※注①・②

【三重県の民間企業における地域別の障害者雇用状況】

	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野	県内全体
対象事業所数(件)	116	245	116	189	111	111	69	16	16	989
算定基礎となる労働者数(人)	21,277.0	46,718.0	17,244.5	34,914.0	18,831.5	15,496.5	10,359.0	2,133.5	1,977.0	168,951.0
障害者数(人)	351.5	681.0	315.5	543.0	316.5	264.5	168.5	34.5	28.0	2,703.0
雇用率(%)	1.65	1.46	1.83	1.56	1.68	1.71	1.63	1.62	1.42	1.60

※注①・②

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・平成 25 年の法定雇用率未達成企業は 530 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業(1 人不足企業)が 64.9%と過半数を占めている。
- ・また、障害者を 1 人も雇用していない企業 (0 人雇用企業) が、未達成企業に占める割合は、57.9%となっている。

注①：雇用義務のある企業（平成 24 年までは 56 人以上規模、平成 25 年度は 50 人以上規模の企業）についての集計である。

注②：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成 17 年度まで：身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者

平成 18 年度以降：身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者

精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

平成 23 年度以降：身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者

身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.3%）〔P 9 第 4 表〕

県の機関（知事部局、病院事業庁、企業庁、議会事務局）に在職している障害者の数は 141.5 人で、実雇用率は 2.53%と、前年に比べ 0.23 ポイント上回った。4 機関のうち全てで達成。

(2) 市町の機関（法定雇用率 2.3%）〔P 10 第 5 表〕

県内の市町等の 43 機関（市町 29、市町教育委員会 7、公営企業 5、地方公共団体の組合 2）に在職している障害者数は 359.5 人で、実雇用率は 2.22%と、前年に比べ 0.16 ポイント上回った。43 機関のうち 13 機関が未達成。（前年は 43 機関中 11 機関が未達成）

【未達成の機関】

志摩市、尾鷲市、木曾岬町、朝日町、玉城町、南伊勢町、紀宝町、四日市市上下水道局、鈴鹿市水道局、市立伊勢総合病院、市立四日市病院、紀南病院組合、鈴鹿市教育委員会

(3) 三重県教育委員会（法定雇用率 2.2%）〔P 9 第 4 表〕

三重県教育委員会に在職している障害者数は 225.5 人で、前年より 12 人増加し、実雇用率 2.07%と、前年に比べ 0.13 ポイント上昇したが、法定雇用率未達成で 13.5 人不足となっている。

※ 都道府県教育委員会は 47 機関中 12 機関が達成

3 今後の取組み

今回の結果を踏まえ、三重労働局は、県内の障害者実雇用率を改善するため、三重県と連携した取組みを行う。「障害者雇用率改善プラン」〔P 6〕